



大船渡労基署ニュース

令和7年
5月号

新緑の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

昨年度に引き続き大船渡労働基準監督署で勤務することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新年度がスタートして1ヶ月が経過したところですが、令和7年度における当署の重点課題は、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、②中小企業及び時間外労働の上限規制が昨年度から適用開始となった事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策、③管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止、としています。

労災保険については引き続き迅速・適正な処理を行っていきたいと考えております。

気仙地域で働く方々が、安全安心に働ける職場となるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

職場における熱中症における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

全国において、職場における熱中症による死亡災害が、令和4、5年と30人以上となり、令和6年も同程度の推移で発生しており、**熱中症は死亡災害に至る割合が他の労働災害の約5～6倍**となっています。

熱中症による**死亡者の約7割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念があり、また、**死亡に至る原因のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**となっています。

このような状況から労働安全衛生施行規則が改正され、熱中症対策が強化されます。

熱中症への対応の基本的な考え方

見つける

作業員の様子
がおかしい…



判断する

医療機関への搬送
救急隊要請



対処する

救急隊員が到着するま
で作業着を脱がせ水を
かけ全身を急速冷却

現場における対応

熱中症におそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の、①「体制整備」、②「手順作成」、③「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

義務付けられる事項

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員へ周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先及び所在地等
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を作成する。
- ③上記の事項を関係者に周知

措置義務の対象となるのは、**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**です。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!

「確かめよう労働条件」を使うと 4つの機能で電子申請が便利に!!

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 →作業負担を軽減
- 2 本社一括届のCVSファイル自動作成機能 →ファイル作成が不要
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 →検索作業
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 →次回届出を効率化

対象となる手続

◇36協定

様式第9号（一般条項）
9号の2（特別条項）
9号の3（研究・開発）

◇1年単位の変形労働時間制に関する協定届

◇就業規則（変更）届

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件



検索



大規模火災に係る復旧・復興工事における 労働災害防止対策の周知について

令和7年に大船渡市で発生した大規模火災に対し、一日も早い復旧・復興がなされるべく工事等が行われています。復旧・復興工事では、円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められますが、平常時とは作業環境や作業条件が異なり、危険有害要因も多くなることから、より一層の安全衛生対策が必要となります。

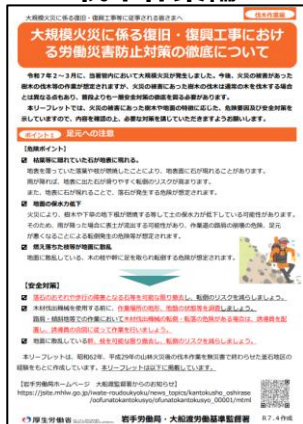
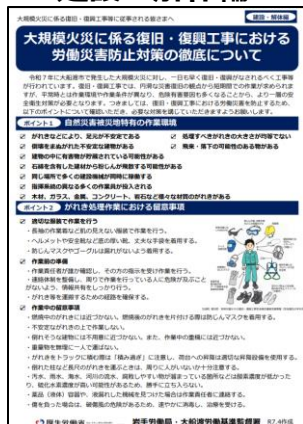
大船渡労基署においては、大規模火災に係る復旧・復興工事における労働災害発生の防止を図るため、被害のあった家屋等の解体工事等や被害のあった樹木の伐木作業についての安全対策に係るリーフレットを作成しました。

大規模火災に係る復旧・復興工事に従事する事業者様におかれましては、本リーフレットに記載の事項を確認の上、安全対策の徹底をお願いいたします。

なお、リーフレットは、岩手労働局のホームページ上（大船渡監督署からのお知らせページ）に掲載しておりますのでご確認ください。

建設・解体編

伐木作業編



二次元コードを読み取る
と岩手労働局ホームペ
ージの「大船渡労基署から
のお知らせ」をご覧いた
だけます。

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/oofunatokantokusyo/ofunatokantokusyo_00001/mtml